

平成28年6月14日

お客様各位

共和証券株式会社  
代表取締役社長 梅原知彦

### 弊社に対する関東財務局による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、本日、当社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題点の改善、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同が一丸となって、法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めて参る所存でございます。

### 記

#### 【行政処分の内容】

##### 業務改善命令

- (1) 本件及び平成28年2月26日付の業務改善命令に係る法令違反行為を踏まえた上で、改めて金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- (2) 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- (3) 上記の対応・実施状況について、平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

以上

<本件に関するお問合せ先>

共和証券株式会社 監査部

電話 (03) 3666-2113